

第四号様式（第十二条第一項）

原動機取引記録簿

整理 番号	受取										引渡し										備考				
	年月日	区別	取引に係る 原動機		確 認 の 方 法	取引の相手方				取引担当者				年月日	区別	取引の相手方				取引担当者					
			品目	特徴		氏名 (法人に あって は、名 称)	住所 (法人にあつて は、本店又は主 たる事務所の所 在地)	生 年 月 日	職 業 (法人にあつて は、事業の内容)	氏名	住所	生 年 月 日	職 業			氏名 (法人に あって は、名 称)	住所 (法人にあつて は、本店又は主 たる事務所の所 在地)	生 年 月 日	職 業 (法人にあつて は、事業の内容)	氏名		住所	生 年 月 日	職 業	

注

- 1 ヤードに保管し、又は保管されていた原動機については、県外における取引に係る原動機であっても全て記載すること。
- 2 「受取」の「区別」欄には買受け、委託又はその他の別を記載し、「引渡し」の「区別」欄には売却、委託に基づく引渡し、返還又はその他の別を記載すること。この場合において、「その他」と記載するときは、「その他」に続けて括弧を設け、当該括弧内に当該取引の概要を記載すること。
- 3 「品目」欄には、エンジン又はモーターの別、メーカー名及び型式を記載すること。
- 4 「特徴」欄には、当該原動機を積んでいた自動車の車台番号又はエンジン番号若しくはモーターの製造番号を記載すること。
- 5 第10条第1項の規定に該当する外国人にあつては、「住所」欄に国籍及び旅券等の番号を記載すること。
- 6 法人にあつては、「取引の相手方」の「生年月日」欄は、記載しないこと。
- 7 取引の相手方と取引担当者とは同一の場合は、「取引担当者」欄への記載のみで差し支えない。
- 8 原動機を大量に一括して受け取った場合（原動機の識別が困難な場合に限る。）は、一括記載して差し支えない。この場合において、「取引に係る原動機」の「品目」欄には品目に代えてエンジン若しくはモーターの別又はその両方である旨を、「特徴」欄には特徴に代えて数量その他の概要を、「備考」欄には一括して受け取った旨を記載すること。
- 9 保管中の原動機を分解したこと等により識別が困難となった場合又は保管中の原動機を大量に一括管理したことにより識別が困難となった場合は、「備考」欄にそれぞれその要因となる行為に着手した年月日及び当該行為の概要を記載すること。
- 10 保管中の原動機を大量に一括管理したことにより識別が困難となった場合において、当該一括管理に係る大量の原動機を引き渡したときは、それぞれ当該原動機の「引渡し」の「取引の相手方」欄及び「取引担当者」欄への記載に代えて、別に「引渡し」の「取引の相手方」欄及び「取引担当者」欄に一括して記載するとともに、当該「備考」欄に一括管理により識別が困難となったものである旨及びその一括管理の概要を記載すること。
- 11 条例附則第4項第3号に掲げる事項（この条例の施行の際現に保管している原動機である旨）の記載は、「備考」欄に「附④」と記載することにより行うこと。この場合において、この条例の施行の際現に原動機を大量に一括管理していることにより識別が困難となっている場合は、一括記載して差し支えなく、「取引に係る原動機」の「品目」欄には品目に代えてエンジン若しくはモーターの別又はその両方である旨を、「特徴」欄には特徴に代えて数量その他の概要を、「備考」欄には「附④（一括）」と記載すること。